

國學院大學學術情報リポジトリ

古代伊勢神宮における「御鑑」の取扱いについて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山口, 祐樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002323

古代伊勢神宮における「御鑑」^{みかぎ}の取扱いについて

山口 祐 樹

はじめに

神を祀る常設の施設として「宮」や「社」が設けられるようになって以来、そこに祀られる御神体は祭祀を行う上で最も重要視され、その御神体に直接結びつく社殿の扉を開閉することもまた細心の注意を払いながら執り行われていたと考えられる。そしてそれは、三種神器の一つである「八咫鏡」を御神体とする伊勢神宮でも例外ではなく、平安時代初頭に編纂されたいわゆる「延暦儀式帳」には、正殿の御扉開閉について大神宮司や禰宜などの奉仕者、「御鑑」の調製過程や取り扱いについて詳しく記されている。

古代伊勢神宮において、大神宮司は朝廷の機関として伊勢の地に設けられ、神宮において執り行われる祭祀・儀式に関して、両宮禰宜以下の神職や多気・度会両神郡司を統率すると共に、神税の管理や祭料の調達など、伊勢神宮という組織を運営していく上で重要な役割を担っていたと考えられている。そしてまた、大神宮司と禰宜以下の神職は、朝廷側による在地の統制といった上下の関係というよりは、それぞれの立場と役割の違いを認めた上で共

に祭儀に奉仕するという協調関係にあったと考えられる。つまり、禰宜以下の神職層が主たる役割を担う古代伊勢神宮の祭祀構造において、祭儀の次第に焦点をあて考察してみると、大神宮司は朝廷の出先機関であると同時に伊勢に在住する祭祀奉仕者の最上席として祭祀に奉仕していたことが確認できる。また具体的な所作として告刀奏上など祭儀の中核を担っていた事に加え幣物奉奠の検分や「御鑑」の管理など、禰宜のように実際神饌を調進・奉奠し正殿殿上に上がることはないものの、祭儀全体を統括・監督するといった意味では禰宜・内人らにも劣らない役割を担っていたと推測される。換言すれば、大神宮司が祭祀も含め伊勢神宮全体の統括行政職であるのに対し、禰宜以下の神職層は「斎戒」「穢」という祭祀に直結する独自の基準を以て直接的に神事に奉仕する祭祀専門職であったということが言えよう。^①

本論では、古代伊勢神宮において、統括行政職である大神宮司と祭祀専門職である禰宜以下の神職について、祭儀における重要な所作の一つである「御鑑」の取り扱いに焦点をあてることで、それぞれの職掌の具体的な役割や位置づけの違いがどのように現れているのかと云う点について、考察を加えていきたい。

一、御鑑の調製

まずは、古代伊勢神宮における「御鑑」がどのようなものであったのかということを確認していきたい。古代伊勢神宮の年間恒例祭祀の内、大神宮司が関与する年間六度の祭儀^②について、大神宮司が関与しない祭儀と異なる点の一つに「御鑑」の授受をあげることができる。この「御鑑」の授受は、『皇太神宮儀式帳』『止由気宮儀式帳』^③によると、大神宮司が奉仕しない祭儀では行われることがなく、大神宮司の役割と密接な関係性を推測できるもの、未だその実態について詳しく整理されているわけではない。そこでまず始めに、古代伊勢神宮において「御鑑」がどのように調製され、誰の手により伊勢にもたらされたのかを確認していきたい。

史料① 『皇太神宮儀式帳』 一、大宮老院

正殿一區。長三丈六尺、廣二丈八尺、高一丈一尺。

御橋一枚。長六尺、廣五尺。 高欄四方廻。高三尺、廣三尺五寸。 鈔「金花形」、并戸具於居_レ坤。殿扉金鎖_レ匙具_レ鈔_レ金御鑑_レ匙_レ勾、已

上從_二朝廷官庫_一奉入。上搏風肆枚。長二丈八尺、弘八寸、厚四寸。 號_二稱比木_一。釘覆_二天_レ坤_一。堅魚木十枚。長各七尺、徑一尺七寸。

材木別端以金鈔。

史料② 『皇太神宮儀式帳』 一、大宮老院

寶殿二字。長各二丈二尺、廣各二丈四尺。 竝搏風上。

鎖二具。打立四隻、日覆四隻。 戸具。鑑一勾、鑑六勾、雄立二枚、引手二勾、任四枚、戸杯四枚、辨目釘十二隻。 臥_二堅魚木各八枚_一。一

右の史料は『皇太神宮儀式帳』の冒頭、内宮御鎮座の由来に続いて殿舎の構造を詳細に記した部分である。(史料①)によると、正殿の扉には鎖(錠前)が設けられ、金で裝飾された「御鑑」が匙勾用意されていたことがわかる。また「已上從_二朝廷官庫_一奉入。」とあることから、あくまでその調製費は朝廷により支弁されていたことが確認できる。そして(史料②)では、正殿に引き続き東西寶殿の設えについて記されており、そこにも「戸具。鑑一」六勾、雄立二枚、引手二勾、任四枚、戸杯四枚、辨目釘十二隻。とあることから、正殿と同様寶殿にも「御鑑」が用意されていた様子を窺うことができる。後述するが、この東西寶殿も六月・十二月の月次祭や神御衣祭に際して開扉され赤曳御調絲や御衣などが殿内に納められる。

一方、外宮の『止由気宮儀式帳』には内宮のように直接「御鑑」の存在を示す明らかな記述はみられない。しか

しながら、祭儀のなかで「御鑑」の授受が行われたり、正殿に隣接する御倉に関する条文では「一字納^二正殿寶殿御鑑^一」とあることなどから、外宮も内宮と同様の「御鑑」が用意されていたと考えられる。

さて、この「御鑑」そのものについての記述でもう一箇所注目したいのが、次の〈史料③〉と〈史料④〉である。

史料③ 『皇太神宮儀式帳』 一、新宮奉造時行事并用物事

造宮使奉物。

御琴壹隻、燈臺五具、御調納辛櫃壹合、御鑑納韓櫃壹合、幣帛机二具、御床三具、天井壹條、

大神一具、相殿坐神二具。

平釘打短御床二具、御饌奉机二具。

史料④ 『止由気宮儀式帳』 一、新宮奉造時行事并用物事

宮造使奉物。

御琴壹隻、燈臺伍具、御調納辛櫃壹合、御鑑納櫃壹合、幣帛机貳具、御床肆具、天井壹條、平

大宮料三具、高宮料一具。

釘壹佰伍拾隻、短御床貳具、御饌殿奉御机貳具。

已上二種物御饌殿用物。

これらの史料は、式年遷宮に際して「御鑑」が調進されていたことを示す記述である。

〈史料③〉には、内宮において遷宮に際し朝廷より差遣される造宮使が調進するものとして、「御鑑」を納める韓櫃（唐櫃）壹合が記されており、これと同様の記述は〈史料④〉の『止由気宮儀式帳』にも見る事ができる。この御鑑辛櫃の前後には燈臺や御床など、いわゆる正殿殿内に納められる品々が列記されている事からも、ここで記されている「御鑑納韓櫃」というのは、正殿殿内に直接関係する正殿の「御鑑」を保管する為の辛櫃と考えて間違え

ないだろう。つまり、正殿の「御盞」は朝廷により調進された後、同様に朝廷より差遣された造宮使により調製された辛櫃に納められ厳重に保管されたものと考えられる。

では、「御盞」そのものはどの様に伊勢にもたらされたのであろうか。この点については両宮儀式帳には明記されていないものの、他の史料よりその来歴をうかがうことができる。

史料⑤ 『正倉院文書』造大神宮用度帳案⁽⁴⁾

(前略)

殿戸鏢一具、在兩頭鼠尾鏢之。打立二隻、在居并後塞花形者。

引手一隻、在居并後塞已上熟銅者。

雉立一枚、在鏢之鑄物。牒涌立五枚 鐵鑰一勾。

金塗口裏之

(後略)

史料⑥ 『皇大神宮儀式帳』一、新宮造奉時行事并用物事

新宮飾奉使、官小弁已上一人、史生一人、鍛冶長上一人參_二人賣塗_レ銀釘玖拾陸隻_{御床三}并雜金物等_具一正殿飾奉。

史料⑦ 『延喜大神宮式』修₍₅₎「飾神宮」調度

(前略)

鑲一具、管長四寸五分、管口徑一寸七分、自勾到末二寸七分、管廣厚各二寸、自舌葉本至勾一寸四分、根雄徑五分、長八寸。 鑲打立二枚、頭徑一寸三分、足長一寸五分、足本広一寸、穴徑六分、足広七分、厚二分半、莖長三寸。 匙一枚、長一分、

広六分、鑲一勾。長三尺四寸七分、柄長三寸五分、柄本金広八分、柄本末徑一寸一分、本末口裏長八分、自柄至勾長五分、寸八分、勾金広七分、自中至下広六分、自勾至下二尺八分、摺厚三分、柄中花形目抜在、又柄端著鑲

(後略)

〈史料⑤〉は『正倉院文書』に収められている史料であるが、これは天平宝字年間に記されたもので伊勢神宮正殿の「御鑰」や飾金物類が朝廷により調製されていたことを示す最も古い史料である。内容は神宮式年遷宮にあたり朝廷が都にて製作する飾金物類の目録で、伊勢神宮の正殿を始め宝殿・御門などの飾金物の種類が詳細に記されており、儀式帳成立以前から朝廷により「御鑰」が製作されていたことを知ることができる。

一方、両宮儀式帳には〈史料⑥〉に見られるように「新宮飾奉使」が「雑金物等」をもって正殿を飾奉るとしか記されていないものの、〈史料⑦〉『延喜大神宮式』にも「营造神宝并装束使」が御装束神宝とともに「御鑰」を含む正殿の殿内調度並びに飾金物類を調進していた様子を確認することができることから、後世に内宮祀官の中川経雅が『大神宮儀式解』の中でも指摘しているように、記載の「雑金物等」の中に「御鑰」が含まれていたものと推測できよう。

つまり、両宮儀式帳の撰進された延暦年間においては、正宮の御鑰は殿舎と同様朝廷によって調進され、新宮飾奉使が伊勢まで輸送する任にあたっていたと考えられる。そして『延喜式』が編纂される段階になると、「营造神宝并装束使」へと奉獻の役割が変化していく。一方、それを保管する「御鑰納辛櫃」に関しては、御床などと同じく御殿に付随するものという認識が強かったためか、各年代を通じて都より差遣された造宮使により調進されていたことも注目すべき点である。⁶⁾

二、御鑑の管理について

次に「御鑑」の管理体制について考えていきたい。上述の史料からは、正殿の「御鑑」が専用の辛櫃に納められていた様子は確認できた訳だが、ここではその御鑑辛櫃がどこで、誰により管理されていたのかということを見ていきたい。

史料⑧ 『皇太神宮儀式帳』一、供奉幣帛本記事

(前略)

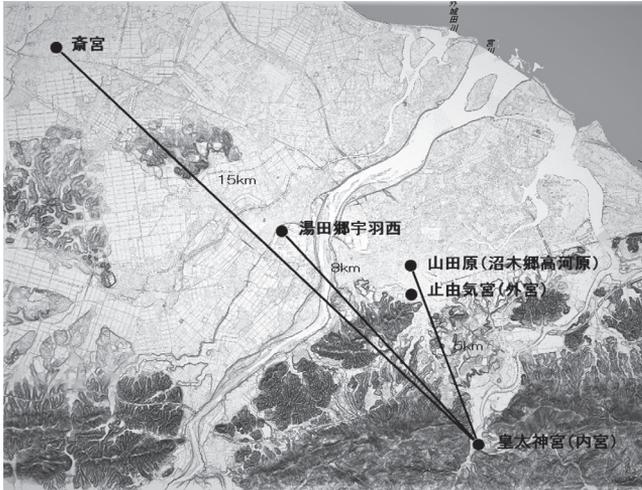
正殿、寶殿三殿、又荒祭宮御鑑、奉置^レ四御倉^一。即其御倉鑑封、大神宮司御厨置之。

これによると、正殿と宝殿三殿、荒祭宮の「御鑑」は倉に納められ、そしてその「御鑑」が納められたと思われる「四御倉」の鍵は封をされ大神宮司のもとで管理されていたことが確認できる。さらに、「即其御倉鑑封、大神宮司御厨置之。」と記されていることから、正宮の御鑑辛櫃を納めた「四御倉」の鑑は御厨にて管理されていたことがわかる。しかし、ここで考えたいのが御厨にて管理するということがどのような状況にあるのかという点である。

史料⑨ 『皇太神宮儀式帳』一、初^二神郡渡會多氣飯野三箇郡^一本記行事

(前略)

而難波朝廷天下立^レ評給時^仁、以十郷分^弓、度會^乃山田原立^二屯倉^一^弓、新家連阿久多督領、磯連牟良助督



〔国土地理院ウェブサイトをもとに作成〕

仕奉^支。以十郷分、竹村立^三屯倉^一、麻績連廣背督領、磯部真夜手助督支奉^支。同朝廷御時^七、初^二大神宮

司所稱^一、神侍司中臣香積連須氣仕奉^支。是人時^七、度會山田原造^三御厨^一、改^三神侍止云名^一、號^三御厨^一、

即號^三大神宮司^一支。

これによると、孝徳天皇の御代、諸国に評が置かれた際山田原に役所が設けられ、「神侍」は「御厨」と名称を

変え、さらには「大神宮司」と呼ばれるに到ったことが記されている。つまり、儀式帳の記述に従うならば〈史料⑨〉でいうところの「御厨」とは大神宮司の役所のことを示しており、延暦年間以前において大神宮司は外宮にほど近い山田原に置かれていた可能性が高く、そこで内宮の「四御倉」の鑑が管理されていたということになる⁽⁷⁾。そして延暦十六年には大神宮司が山田原より更に遠方の湯田郷宇羽西に移転することとなるのである。

以上のように、史料を素直に解釈すると、内宮「四御倉」の鑑は山田原もしくは湯田郷にて管理されていたことになるわけだが、内宮の鑑をわざわざ外宮に近い山田原や湯田郷まで持ち帰り管理していたのだろうか。なにより、内宮は八世紀中頃より度々火災に見舞われており⁽⁸⁾、中でも延暦十年（七九二）の火災では内宮正殿が焼亡し仮殿遷宮が行われた上、宮司・大内人らが解任さ

れるなど極めて重大な事案が発生したばかりである。それらのことから、危機管理の観点からして遠方にて管理していたとは考えにくい。むしろ不測の事態に対応する為にも、「四御倉」の鑑は内宮域内で管理されていたと考えるのが自然ではないだろうか。

ここで一つの可能性を考えていきたい。

史料⑩ 『太神宮諸雜事記』和銅二年条

於太神宮外院之乾方、始立三宮司神館。

この〈史料⑩〉にある「宮司神館」をどの様に解釈するかということは、大神宮司を研究する上で論点の一つとなっているが、ここでは鑑の取り扱いという視点から「宮司神館」について考察していきたい。この記事については、これを以て大神宮司の成立とみる論もあったが、その後の研究により否定されており、また御厨が孝徳朝以来山田原（沼木郷高河原）に存在したという〈史料⑨〉の記述もあることから、この「宮司神館」は大神宮司の御厨ではなく内宮域内における斎館であると論ぜられている。^⑩

史料⑪ 『太神宮諸雜事記』天平神護二年十二月十八日条

同年十二月十八日夜子時、宮司神館五間、萱葺二字^七、火飛來既以燒亡畢。日本紀二部、神代本紀二卷、当年以往記文、及雜公文燒失畢。(後略)

史料⑫ 『大神宮諸雜事記』宝龜三年条

正月四日夜、宮司比登宿館焼亡次、大神宮司印、并代々公文焼亡了。

しかしながら、〈史料⑪〉〈史料⑫〉には、宮司神館（宿館）焼亡に際し、日本紀に加え、大神宮司印、公文書なども共に焼亡したことが記されており、その場所で大神宮司の政務が執り行われていたことを示唆している。このことから、「宮司神館」は一概に祭儀に際し参籠する齋館とは言い切れないであろうし、そもそも祭儀において大神宮司は禰宜以下神職のような長期に渡る齋戒が求められたとは言えない。^⑪

以上のことは次の五点に纏められよう。

- ① 延暦以前、大神宮司は外宮に近い山田原（沼木郷高河原）に存在した。
- ② 危機管理上、内宮の倉の鍵をあえて遠方で管理していたとは考えにくい。
- ③ 内宮域内にも大神宮司に関係する建物が存在していた。
- ④ その建物では文書の管理だけでなく、大神宮司の印も管理されていた。
- ⑤ 大神宮司は祭儀にあたり重い齋戒を必要とされていない。

このように考えると、これまでの諸説のように大神宮司の役所的建物が山田原と内宮域内のどちらか一箇所にあったということを前提とした議論では何かしら説明がつかない部分が出てきてしまう。そのことから大神宮司は山田原と内宮域内の二箇所が存在していたと想定し考察するのも必要ではないだろうか。つまり、大神宮司本来の役所が山田原や湯田郷にあったとするならば、この内宮における「宮司神館」「宮司宿館」は、禰宜以下の齋館のように忌火を用いるなど厳格な齋戒が求められるような齋館ではなく、大神宮司の政務もとりつつ、祭儀に際し

ては大神宮司も逗留できるような、いわば本来の御厨の出張的役割をもった建物だったのではないだろうか。つまり（史料⑧）にある鑑を管理していたとされる「御厨」は、内宮域内にあったものと考えられ、それに該当するのがこの「宮司神館」「宮司宿館」と言えるのではないだろうか。

甚だ雑多な推論となつてしまつたが、「御鑑」の管理体制について一考してみたところで、次節では「御鑑」がどの様に取り扱われていたのかを確認していきたい。

三、祭儀における御鑑の取扱い

次に、「御鑑」が実際の祭祀においてどの様に取り扱われていたのかということについて、内宮・外宮それぞれの状況を確認していきたい。

◎内宮における御鑑の取扱い

史料⑬ 『皇太神宮儀式帳』一、皇太神御形新宮遷奉時儀式行事

（前略）

然大神宮司、人垣仕奉人等召集_号、即衣垣、衣笠、刺羽等_号令_レ持_号、人垣仕奉男女共_上、太玉串令_二持_一捧_一_号、左右分立_号、大神宮司率参入_号、正殿_乃御橋許候侍。爾時行幸道布敷、即大物忌御鑑被賜_号、正殿

戸開奉、先大物忌戸手付初
次禰宜参上戸開（後略）

史料⑭ 『皇太神宮儀式帳』一、年中行事并月記事 九月例

（前略）

禰宜先立、御鑑大物忌子持^司、前率立^司内院参入。次宇治内人、次大神宮司、次大内人。参持物^波忌部^乃進置^留朝廷幣帛^并御馬鞍具。然禰宜開^司正殿^司、幣帛物奉入畢。次織御衣服、此禰宜仕奉織御衣絹二匹、又宇治内人織御衣絹一匹。次大物忌父開^司東幣帛殿^司、御馬鞍具進上畢時、罷出^司到^司付本坐^司一訖。(後略)

史料⑮ 『皇太神宮儀式帳』一、年中行事并月記事 六月例

(前略)

即禰宜御鑑給、大物忌^平先率立^司、内院参入。次大神宮司、次大内人等明曳御調糸参入。然即大物忌父、開^司東寶殿^司、御調糸進入畢。即罷出就^司付本坐^司一訖。

(後略)

まず、内宮における「御鑑」の動きを確認しよう。

〈史料⑬〉は式年遷宮の遷御における記述であるが、そこでは大物忌が「御鑑」を賜り正殿の御扉を開扉している様子を見て取ることができる。しかし一方〈史料⑭〉の神嘗祭では、大物忌が「御鑑」を受け取り内院まで参入しながらも、最終的には禰宜が正殿を開扉している。ここで注目したいのが、〈史料⑬〉の末尾にある「先大物忌戸手付初、次禰宜参上戸開。」という記述である。これは、開扉に際して大物忌が始めに御扉に手を付けながら^⑬も、直後に禰宜が昇階し御扉を開扉したというものであるが、推測するにこれは正殿の御扉はそれ自体が非常に大きく重厚であり、実際大物忌が開扉するには支障があるなど様々な状況を勘案した上で、禰宜があくまで便宜的に開扉したものと考えられる。だとすれば、〈史料⑭〉に関しても同様に解釈することができ、本来正殿の開扉を担うべき大物忌が「御鑑」を受け取るものの、実際の開扉は禰宜が担当することとなったのであろう。

また、〈史料⑮〉は六月の月次祭の「御鑑」に関する記述である。こちらでは禰宜が「御鑑」を賜り、大物忌父が東方殿を開扉しているが、これは儀式帳の記述からも十二月の月次祭も同様であったと考えられ、さらには神御衣祭についても詳細な記述はなされていないものの同様の作法にて東寶殿が開扉されたものと考えられる。

つまり、内宮における「御鑑」の取扱いは、正宮を開扉する場合には大物忌が開扉の役目を担い「御鑑」を預かりながらも実際は禰宜が開扉に携わり、一方正宮以外の殿舎については、禰宜がその任を負いながらも、大物忌父が開扉に携わっていたと考えられる。東西寶殿の開扉を禰宜ではなくなぜ大物忌父が担っていたかという点については改めて検討する必要があるものの、ここではあくまで「御鑑」を主に取り扱っていたのは誰であるかということを確認するに留めておきたい。

◎外宮における御鑑の取扱い

次に、外宮における「御鑑」の取り扱いを確認していききたい。

史料⑯ 『止由気宮儀式帳』一、御形新宮遷奉時行事

(前略)

然大神宮司、人垣可^二仕奉^一、人夫等^乎召集、大祓為^三、即衣垣、衣笠、刺羽等令^レ持^四、人垣仕奉男女共^七、

太玉串令^二持捧^一、左右分立、大神宮司率参入^三、正殿^乃御橋許候侍。爾時行幸道布敷、即禰宜御鑑被賜^四、

正殿戸開奉^五、燈油(後略)

(前略)

然即禰宜發、御鑑被給^号、大物忌^乎前率立^号、内院參入。次大神宮司、次大内人等參入。此大内人等持參入勅朝廷奉進幣帛一筥、絹一疋、糸一屯。又大神宮司進御衣料絹二疋、五色料絹一疋、禰宜織奉織^乃大神御衣絹二疋、又御馬鞍一具受。大神宮司^波内院御門内跪侍。禰宜^波正殿^乎開奉^号、件幣帛進入。大内人^波西寶殿開^号、御馬鞍調度進上。(後略)

史料¹⁸ 『止由氣宮儀式帳』一、年中行事并月記事 六月例

(前略)

即禰宜發、御鑑給^号、大物忌^乎先率立^号、内院參入。次大神宮司、次大内人三人明曳御調糸持參入。然大神宮司^波内院御門内跪侍。禰宜^波開^二東寶殿^一、御調糸進入。(後略)

『止由氣宮儀式帳』によると、内宮と外宮では「御鑑」の使用者について大きな違いがあったことを見て取れる。内宮は大物忌がその任を負い禰宜が取り扱っていたのに対し、〈史料¹⁶〉〈史料¹⁷〉を見ると、外宮では当初より禰宜が「御鑑」の取り扱いの中心となっている。また、それは大物忌との関係だけではなく、内宮では大物忌父が取り扱っていた東寶殿の開扉についても、〈史料¹⁸〉にあるように禰宜が「御鑑」を受け、そのまま東寶殿も開扉している様子を覗うことができる。

以上、両宮の御扉開閉における「御鑑」の取扱いについて確認してきた。それによると、内宮では正殿は大物忌が任を受け禰宜が奉仕し、寶殿では禰宜が任を受け物忌父が奉仕するという分担がなされており、奉仕する御殿に

応じた職掌の分担が明確であった。それに対し、外宮ではいずれの御殿も禰宜がその任を受け、開扉まで奉仕するという、いわば祭儀中は禰宜が「御鑑」を専属で管理していた様子を見ることができた。

四、御鑑の取扱いと大神宮司

上述の各史料には、「大物忌御鑑被賜^⑧」「禰宜御鑑給^⑨」「即禰宜御鑑被賜^⑩」「然即禰宜發、御鑑被給^⑪」とあるように、大物忌や禰宜が御鑑を受け取る際の表現には「受」「預」ではなく「貫して」「賜」「給」という表現が用いられている。これらのことから「御鑑」の授受という一つの所作からさえ「御鑑」が単なる建物の鍵というだけではなく、いかに重要視されていたかを知ることができよう。

さて、先に挙げた〈史料⑧〉では、正殿と宝殿三殿、荒祭宮の「御鑑」は倉に納められ、そしてその「御鑑」が納められたと思われる「四御倉」の鍵は封をされ大神宮司のもとで管理されていたということを確認した。そして前節では、祭儀中の御扉開閉という行事に注目し実際の祭儀に於いて禰宜以下の神職が「御鑑」を預かり開扉に用いていた様子を見てきたわけだが、ここで考えたいのはその「御鑑」の「管理」と「使用」に際して大神宮司がどこまで関与し、どの様な役割を果たしていたのかということであり、大神宮司が「御鑑」をどの様に認識していたのかということである。

結論から言えば、『皇大神宮儀式帳』『止由気宮儀式帳』には大神宮司が「御鑑」に触れる様子は全く記されていない^⑫。両儀式帳の中で、「御鑑」に関連する記述が認められるのは、正殿に関する記事、大神宮司が関与する年度の恒例祭典と幣帛に関する項目、そして式年遷宮の金物と遷御に関する記述のみである。そのいずれにおいても、大神宮司が「御鑑」に直接触れる様子は記されていない。そしてそれは「御鑑」だけではなく、「御鑑」が付随する正殿及び東西寶殿についても同様のことが言えるのである。

そもそも、両宮儀式帳の記述に於いて「御盞」の取扱いに関係する者と正殿及び東西寶殿上へ上がる者は極めて限られておりその内訳も一致している訳だが、その限られた人間について詳しくみていくと一つの共通点が浮かび上がる。

史料①⑨ 『皇大神宮儀式帳』禰宜内人物忌等職掌行事事

禰宜 大初位上神主公成

右人禰宜^禰卜食定補任之日、叙^二從七位上^一。後家之雜罪祓清、忌火飯食^忌、見目聞耳言辞齋敬、宮内雜行事管職掌、諸内人物忌等率^忌、明衣冠着^忌、木綿多須伎懸^忌、度会郡司^乃佃奉^{體留}、御田稻^乎物忌子等^{禰令}、春炊奉^忌、志摩国神戸百姓^乃進雜御贄^乎三節祭^乃朝夕御饌供奉。

(中略)

又雜行事齋敬供奉。具顯^二上條并月記條^一。

史料②⑩ 『皇大神宮儀式帳』禰宜内人物忌等職掌行事事

宇治大内人 无位宇治土公磯部小紐

右人卜食定補任之日、後家之雜罪祓清、忌火飯食忌慎、職掌、三節祭并春秋神御衣祭、及時々幣帛驛使時、太玉串并天八重櫛儲備供奉。及内親王御坐及、陪諸司鋪設散敷^忌、亦月別宮守護宿直番長忌敬供奉。

内宮を例に挙げてみると、右記の(史料①⑨)(史料②⑩)からも解るように禰宜と宇治大内人は齋戒にあたり忌火により調理された食事を食する生活を送っていたことがわかる。これは宇治大内人の次席にあたる大内人二人には

当てはまらない点であり、禰宜と大内人が特に嚴重な齋戒をしていたと言えよう。さらに、儀式帳の職掌條には記載されていないものの忌火により調理されたものを食していた者として大物忌と大物忌父の二者を挙げることができるとする。

大物忌については、「物忌并小内人宿館五院」條の大物忌齋館に関する記述で「常食忌火物供奉」と記されていることから常日頃から忌火により調理されたものを食していたことが覗え、また大物忌父についても、その職掌條に「亦父子共忌慎供奉」とあることから、大物忌と同様の齋戒をしていたものと考えられよう。

つまり、正殿及び東西寶殿上へ上がる為の一つの基準として特に重度の齋戒があり、忌火により調理されたものを食す必要があったと考えられ、「御鑑」取扱う際にも同様の齋戒が求められたのではないだろうか。そのように考えると、大神宮司は「御鑑」に「触らない」のではなく「触ることができなかつた」可能性が高いと言えよう。それを示唆するものとして次の史料を見ていきたい。

史料^② 『皇太神宮年中行事』^⑤ 九月

宮司還^ニ着本座^一之後、玉串奉仕如^ニ前々^一畢後、鑑取内人立^レ座解^ニ御鑑櫃封^一、御封申之後、取^ニ出御鑑等^一、正殿ノ御鑑ハ一禰宜ニ渡シ、東寶殿ノ御鑑ハ二禰宜ニ渡シ、西寶殿ノ御鑑ハ三禰宜ニ渡セ也。各請取^テ奉^レ相^ニ具官幣等^一、宮司共^ニ參入瑞垣御門ノ内^一、物忌父等官幣ヲ奉^レ持次第如^ニ六月御祭時^一。於^ニ御寶前^一奉拝、座跡又同前。奉拝之後、鑑取内人進參^テ、一禰宜ノ令^ニ捧持^一御鎖ノ鑑ノ埼^ニ押付^{ケル}宮司ノ封古^キ放^テ、向^ニ宮司^一御鑑ノ御封開、申^テ破^レ之。

(中略)

其後一禰宜奉^レ開^ニ御戸^一、御鎖ノ鑑并御鎖ヲ抽^テ、高欄ノ東脇ノ平桁ノ上^ニ置^ハ、鑑取内人參寄^テ件御鎖ノ鑑ヲ

取^テ、御階ノ男柱ノ東ノ本北ニ寄^テ、封紙ヲ方寸許ニ切^テ件御鑑ノ崎ニ押付^テ、又封紙一筋ヲ搔^テ相ニ具墨筆一進ニ寄
 宮司前^ニ。其時宮司封^ッ書、先御鑑ノ崎ニ押付^ッ紙、次ニ一筋搔具^ヲ志弓也。件封ハ御鑑櫃ニ付料也。

(中略)

其時鑑取内人進向、東寶殿ノ御戸御封畢西寶殿ノ御戸ノ御封畢ト申^テ退帰。其後宮司并紳主各退出也。

一二三紳主各所^レ帶御鑑等^ヲ於^テ二八重榊西脇ニ鑑取内人即請預^テ入^ニ御辛櫃ニ之後付^レ封、向^ニ宮司^ニ蹲踞御鑑
 櫃ノ御封畢ト申。其後八度手両端。

この〈史料②〉は、建久三年に編纂されたときとされている、『皇太神宮年中行事』の一部である。時代はだいぶ下る上、神宮そのものについても延暦の頃とは組織・職掌が大きく異なり、そのまま無批判に当てはめることはできないものの、祭儀の具体的な状況を推し量る上で、大いに参考とすることができよう。それによると、禰宜以下は、まず大神宮司御鑑唐櫃の封を解くにあたりその旨を大神宮司の報告。ひき続き内院に進むと御扉を開ける際に「御鑑」の封を破る旨を大神宮司に奏上している。つまり大神宮司が特に厳密に「御鑑」の管理に携わっていたことと、その一方で「御鑑」に一切触れることなく奉仕している様子が確認できるのである。

以上のことを纏めてみると、古代伊勢神宮における正宮の「御鑑」は専用の辛櫃に納められ、その納められた辛櫃は正宮に隣接する四御倉に置かれた上で大神宮司によって厳密に管理されていたことが確認できる。そして、祭儀に際しては四御倉より運び出され、大神宮司は「御鑑」に触れることなく大物忌、又は禰宜に許可を与えその上で両者は「御鑑」を受取り、正宮及び東西寶殿の御扉を開閉していたと考えられよう。

つまり、古代伊勢神宮における正殿及び寶殿の「御鑑」については、その**管理者**が大神宮司であるのに対し、

御鑑の「取扱者」は禰宜以下の神職と明確に区別されており、これは大神宮司が統括行政官として神宮、ひいては御神体及び正殿についての管理責任を有していたというこの表れであるのに対し、禰宜以下の神職層はあくまで祭祀専門職として大神宮司の管轄の下開閉扉に際し「御鑑」を用い、神前においてより直接的な奉仕をしていたということができる。

まとめ

以上、古代伊勢神宮における「御鑑」の取り扱いについて確認してきた。それによると、古代伊勢神宮における正殿の「御鑑」は、式年遷宮に際して朝廷により調進され、伊勢に届けられた後は大神宮司によって厳密に管理され、その「御鑑」を納めた辛櫃は正宮に隣接する四御倉に置かれた。そして、祭儀に際しては辛櫃ごと四御倉より運び出され、大神宮司の許可を受けた上で大物忌、又は禰宜が「御鑑」を賜り、正殿及び東西寶殿の御扉を開閉し祭儀を執り行っていたと考えられる。

また、その「御鑑」の管理を通じて「御厨」「宮司神館」に実態についても考察を加えてみた。そこから見てきたのは、「御鑑」が内宮域内にて管理されていた可能性と、其の場所と推測される「宮司神館」が禰宜等の齋館のように厳格な潔斎要し清浄が求められるものではなく、大神宮司の政務もとりつつ、祭儀に際しては大神宮司も逗留できるような、いわば本来の御厨の出張所的役割をもった建物であったということであった。

そして、そこでの「御鑑」の取り扱いからは、正殿及び寶殿の「御鑑」についてその管理者が大神宮司であるのに対し、取扱者は禰宜・大物忌・内人等と両者の区別が明確になされていた。これは大神宮司が統括行政官として神宮、ひいては御神体及び正殿についての管理責任を有していたというこの表れであるのに対し、禰宜以下の神

職層はあくまで厳重な齋戒を経た祭祀専門職として、大神宮司の管轄の下御扉開閉に際し「御鎰」を使用していた。つまり、「御鎰」の管理権を持っても「御鎰」に触れることのできない大神宮司と、「御鎰」を扱うことはできても管理権を持たない禰宜以下の神職との協力体制により古代伊勢神宮の祭儀が執り行われていたと言えよう。

註

- (1) 拙論平成二十八年度神道宗教学会学術大会研究発表「古代神宮祭祀と大神宮司」より
- (2) 祈年祭・神御衣祭（四月・九月）・月次祭（六月・十二月）・神嘗祭
- (3) 本論考では、神道大系編纂会『神道大系 神宮編1』（精興社、昭和五十四年）を用い、適宜旧字体を新字体に改めた。両宮儀式帳については、最も古い写本で鎌倉時代のものしか残されていないものの、その史料性に関してはこれまでの研究を参考に、延暦の頃の様子を記録したものと解釈できる。
- (4) 東京大学史料編纂所『大日本古文书編年之二十五』（東京大学出版会、昭和十五年）
この史料については福山敏男氏が、その著書『神社建築の研究』中央公論美術出版、昭和五十九年十二月）のなかで分析・検討している。「石山寺の写経所で天平宝字六年八月から書き続けた「経所食物下帳」は、不要になった数種類の文書の紙背を利用して作ったものである。この飾金物注文に日付はないが、その一部が右の食物下帳の一部に利用されていて、（中略）表の飾金物注文は当然天平宝字六年十月より前に書かれたこととなる」とし、その紙背文書の年代から天平神護二年の第五回皇太神宮式年遷宮にさししてこの飾金物注文が作成された可能性を指摘している。
- (5) 虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』（集英社、平成十二年）
- (6) 御鎰唐櫃については造宮使が調進にあたっていた。『延喜太神宮式』には造備雑物の条に「納_レ鎰_レ唐櫃壹合」と記されており、条文の末尾には「並造宮使請_二受京庫_一。」とある。

(7) 『神宮雜例集』『園太曆』によると、延暦十六年八月の官符を引用し、宝龜四年(七七三)に沼木郷高河原所在の大神宮司御厨・離宮院を改造されてより二十六年が経過し建物の破損がよく見られ、この度湯田郷宇羽西に離宮院と共に移転していたことがわかる。

(8) 内宮では八世紀以降度々火災に見舞われている。『大神宮諸雜事記』によると、天平神護二年(七六六)、宝龜三年(七七二)、宝龜十年(七七九)、延暦十年(七九一)、延暦二十年(八〇二)。中でも、延暦十年の正殿焼失の火災は国史にも記載されていることから重大な事案であつたことがうかがえる。

(9) 神道大系編纂会『神道大系 神宮編上』(精興社、昭和五十四年)

『大神宮諸雜事記』に関しては、その史料性について先学により不確かな部分があることを指摘されているが、阪本廣太郎や西田長男、井後正晏氏の研究により妥当性が指摘されている。また、本論で採用した記事に関しても、諸雜事記中の別な箇所引用・整合性があるなど、史料性の高いものと考えられる。先行研究としては井後正晏氏の「大神宮諸雜事記の成立」(『神道史研究』三十六―一 昭和六十三年)に詳しく記されている。

(10) 大神宮司及び「宮司神館」についての主な研究として、以下の先行研究が挙げられる。

- ・ 田中卓「神宮職制の整備」(『田中卓著作集四 神宮の創始と発展』 国書刊行会、昭和六十年)
- 『続日本紀』文武天皇二年(六九八)十二月乙卯条の「遷多氣大神宮于度会郡」という記事に着目し、詳細に考察を加えた上で、多氣大神宮は「大神宮司」か「離宮院」という推測が最も有力と思われる」とし、「大神宮司」として考えた場合「少なくとも文武天皇の初年、もしくはそれ以前に設置された」と推測。また、神宮の職制は神国造として力を奮った度会氏が内宮の禰宜職を追放されたことから整備が進められたとしている。

・ 直木孝次郎『伊勢神宮と古代の神々』(吉川弘文館、平成二十一年)

『大神宮諸雜事記』和銅二年条に「於大神宮外院之乾方、始立宮司神館」との記事を重視すると共に、正史上では奈

良時代末の天応元年（七八一）の詔が大神宮司の初見であり、正史上の初見が遅れるのは神宮司が公的機関として認められたのが遅れた為で、公認の官司となるのは早くても奈良前期、おそらくは中期以降であるとした。

・熊谷保孝「神宮司の成立」（『日本古代の神祇と政治』 日東館出版、昭和五十二年）

『続日本紀』天平勝宝五年二月甲午条にある「齋宮大神司」という記事に注目し、「伊勢神宮における神宮司は遅くとも和銅二年までに設置された。しかし、その頃の神宮司は後のそれとは性格が異なっていた。齋宮に付属した職務のみを司っていたのかもしれない。ところが宝龜年間にその制度は大きく変化し、神宮の祭祀・社務を統率する神職の長とも言うべき神宮司に改革されていった」としている。

・井後正晏「大神宮司」の成立の問題」（『皇學館大学神道研究所紀要八』 皇學館大学神道研究所、平成四年）

田中説に添う形で論述。和銅二年の「宮司神館」の創設は宮司の「齋館」建設を意味するものである。また天応元年以前にも天平勝宝九年の太政官奏や『続日本紀』にも官位の授位が見られること、天武朝以降神宮の律令制への転換がはかられ、その職制は一段と整備された。大神宮司の制度も文武天皇の御代に齋宮寮と同じく整備が進んだとする。

・小倉慈司「延喜式」制以前の伊勢神宮―八〜九世紀の内宮と外宮をめぐって―（『変容する聖地伊勢』平成二十八年）

伊勢神宮への公印領下に焦点をあてた上で、内宮が伊勢神宮の中心であって外宮はその御饌神という付属的な位置付けであり、両宮及び神郡の行政事務を管掌する組織として設置された大神宮司も、実際の場面においては必ずしも両宮の上に位置するとは言えなかった。しかし、「九世紀に入り祭主の設置、大神宮司の増員及び権限の強化、禰宜・権禰宜の増加といった変化をふまえ大神宮司がその地位を向上させ『延喜式』に記される形へとつながっていく」と述べる。

(11) 大神宮司は祭儀の前月度会川での大祓には参列するものの、禰宜や大物忌のように川原祓いや御卜に参列した訳では無く常時厳しい斎戒が求められていたとは言えない。

(12) 『皇太神宮儀式帳』の職掌条に、「大物忌者於_二太神_一近傳奉、晝夜不避、」とあり、大物忌はそもそも内宮の正殿に仕える為の職掌であったことから、御扉開閉の任を負ったものと考えられる。

(13) 両宮儀式帳に記されている大神宮司の所作は、告刀奏上や玉串奉奠など詳しく記されている。しかし、「御鑑」の取扱者のみ記されておらず、その部分だけ省略されたとは考えにくいことから、大神宮司は「御鑑」に触れていなかったことがわかる。

(14) 『皇大神宮儀式帳』に

大内人二人宿館貳院

齋侍屋貳間。

長四丈、廣各一丈六尺、高各八尺五寸。

厨大炊屋貳間。

長三丈、廣各一丈二尺、高各八尺。

防往籬壹重。長廻冊丈。

右二人大内人、忌火物不食。但齋御供奉、與_二宇治大内人_一同。
とある。

(15) 神道大系編纂会『神道大系 神宮編2』（精興社、昭和五十五年）

